

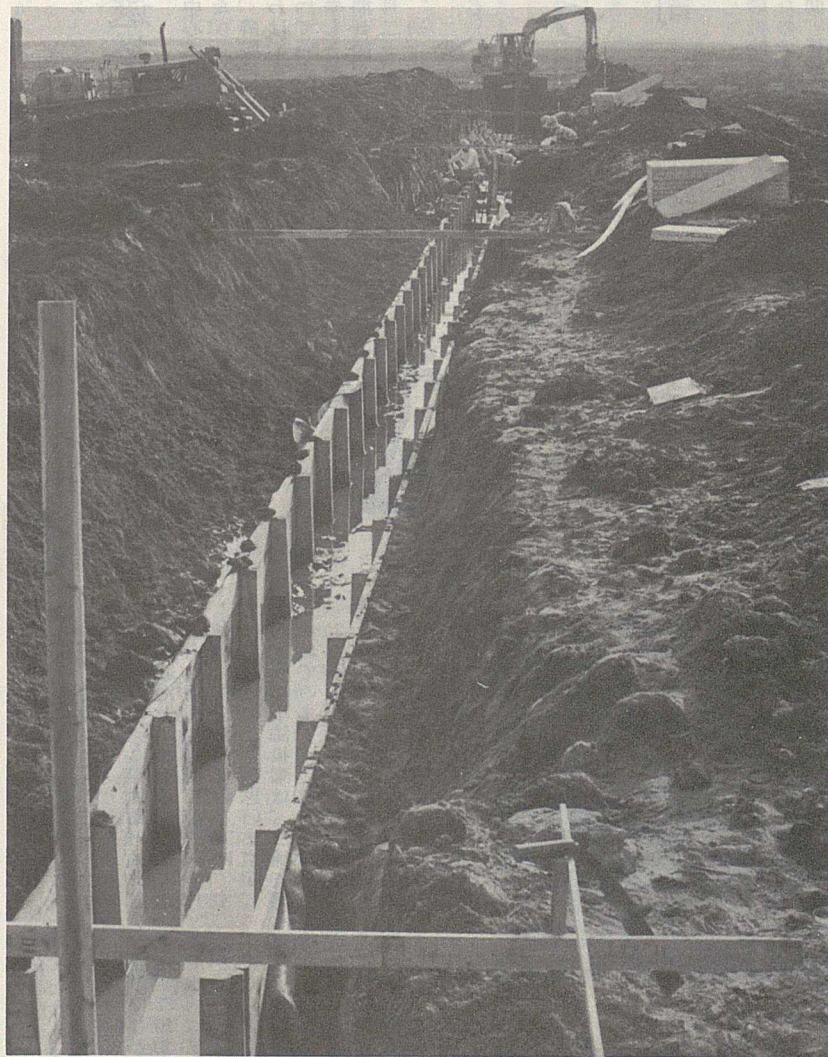
# きたうら

## 村の人口と世帯

昭和51年11月末日住民基本台帳調

|     |        | 前月比 |
|-----|--------|-----|
| 世帯数 | 2,505  | 増 2 |
| 人口  | 11,252 | —   |
| 男   | 5,595  | 増 4 |
| 女   | 5,657  | 減 4 |

昭和51年12月20日発行 第186号 発行と編集 茨城県行方郡北浦村役場 ☎ 02915-2111



## 土地改良はじまる

総額十億八千万円を費して、北浦湖岸地域二百八十六・七ヘクタールの水田の土地改良が始まりました。五十一年度は、三和の一部で、三十九・七ヘクタールを予定し、現在工事がすすめられています。この事業が完成すると、北浦の水田面積の、およそ三分の一が整備されます。（県営北浦土地改良事業）

村長及び村議会議員補欠選挙（<sup>二</sup>名）1月22日（土）予定



# 勢司村長辞職

## 来年一月選挙の予定

勢司治雄村長は、四月初めより病氣療養中でしたが、十二月十三日辞職しました。

十三日は、北浦村議会の定例日初日で、その冒頭に議長に辞表を提出し、即日受理されたものです。

勢司治雄氏は、四十六年四月に村長として就任し、以来、今日までその職をつとめ、教育・産業・

道路を中心とした行政をすすめてきました。

なお、辞職に伴って、村長選挙をするわけですが、同時に、一名減となつていきます。村議会議員の補欠選挙もあわせて行う予定です。

予定期日は、現在のところ、来年の一月二十二日となっています。

# 退任のあいさつ

## 勢司 治雄



私の病氣につきましては、村民の皆様方には非常なご心配をおかけし、また、いろいろご迷惑をおかけいたしました。まことに申し訳なく、心からお詫び申し上げます。

去る四月初め、突然の病魔におそわれて以来、私をご支持くださいました村民の期待に報いるべく、懸命に療養につとめてきた結果、

私も一応の健康を取りもどすことができましたのであります。

その間、皆様の暖かいご配慮、ご協力によりまして、村政においても、何らのうれいもなく、着実に事務が進められております。

ただただ、感謝のことばをするばかりでございます。

しかしながら、北浦村も、庁舎の建設、土地改良事業の推進をはじめ、幾多の差し迫った重要問題を控え、病身の私が、これらの難問に引き続き取り組むことは、村の将来を思うとき、「適当ではない」と判断するものであります。

私を支持された村民の期待を思

## 助役も二十五日で退職

助役河野晴雲氏は、十二月二十五日付で退職になります。十七日に議会に退職届を提出し、同意されました。

なお、新村長誕生までは、事務吏員横田博（総務課長）が、村長職務代理者になります。



# 不法投棄はやめてください

中根の志苔池に、体長一メートル、体重六十キロくらいの豚の死骸がすてられていました。（十月）畜産経営をされている方は、すでにご存知のことと思いますが、このような不法投棄は、法律で禁止されています。

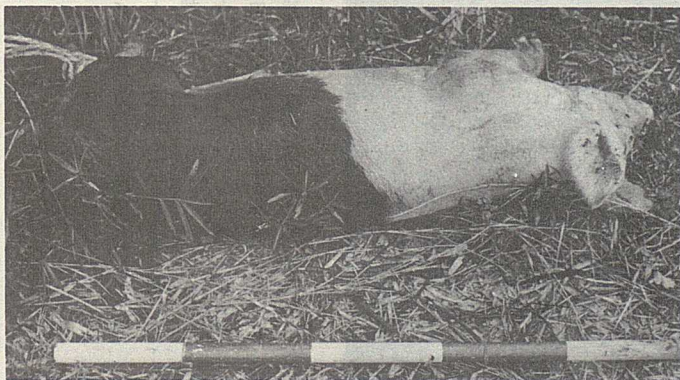
ふん尿の問題も同じで、強く規制をうけています。飼育規模の拡大に目がむき、ふん尿処理問題は

どうしてもとり残されがちでした。未処理のまま河川、北浦などの公共用水域に放流、または投棄することはできません。

当面のふん尿処理方法としては畜産経営規模に見合った農用地面積を確保して、土壌還元としての有効利用を促進しましょう。また近隣無畜農家との連携によって農用地を積極的に活用し処理してください。なお、土壌還元をする場合、トレーンチャーなどで掘削をし、そこにふん尿を投入するなどして効果的に処理してください。

ふん尿だめは、素掘りのところが多いうですが、浸透の程度も悪く、雨水の流入や、カ・ハエの発生など衛生面でも問題がありますので、コンクリートのためを作られるのがよいと思います。

このふん尿処理施設や利用施設に伴う経費は、県と村からの補助対策や融資の措置がありますので活用してください。



捨てられた豚の死骸

# 村議会

九月に行なわれました、村議会定例会における一般質問の要旨を収録したものです。

## 保育所の設置について

### 阿須間利政議員

まず最初に、保育所についてですが、福祉行政については国・県・村一体となって行政を進めていることであり、なお、本村においては、社会福祉協議会の法人化を進め、組織の拡充と村民一人となり村民福祉の充実に図られています。

そうした中において、私どもが一日も早く実現されることを念願してまいりました母子家庭の医療費の無料化、これも九月の県議会の定例会に上提されますので、近々実施されるのが期待されるのであります。福祉対策についてのも次々と弱者救済という愛の精神に基づいた政策が整って来ておりますことは、まことに嬉しい限りであります。そうした中において、現在取り残された問題は、保育所の設置ではないかと考えます。

これは、昨年の民生委員協議会において、村では、村立の施設はなかなか困難であるから村民の方でご尽力をいただきたいということとお話を承っており、先輩議員さんもおんなじ意向で進めて来たように承っておりますが、現在、鹿行地区で保育所のないのは

本村だけでございます。本村の学齢児の数をみますと、二歳児未満が二百八十六名、二歳児が百七十七名、三歳児以上が四百五十八名、学齢前の児童数が九百二十一名というところで、昨年の調査時の一千三十五名よりは減少しています。年々の出生率、二千三百七十六戸、人口一万一千三百七十七人、として年々二百二十名前後の出生率などからみ、さらに県における調査によりますと、保育にかける要保育児は調査の結果、学齢前の子どもの約一割というところで、県においても四十五年から毎年二十ヶ所の保育所の開設を指導しているようなわけでございまして、隣村の大洋村においても開設されたわけでありまして、こういう実態を考えますときに、本村においては、どのように考えておられるか、村においてやるのか、できないればどのような方法でやるのか、また、村民の中で、やりましようという方があるときは、村としてどのような助役、ご質問の中にもありますように、保育所については、鹿行地区の中でもないのは北浦だけであり、一般住民の方々もこのことについては非常に要望が強いと思

いますので、村としては、現在考えてはいないのですが、やってもよいという方が現在あるわけで、そういう関係上前向きな姿勢で調査研究をし取組んで行きたいと思

います。

結局、村で措置費の一分を負擔しなければならぬ、それから通園にバスが必要だと思

なればならない。そうした場合に議会の皆さんにも相談をしなければならぬ。そうしたことから、現在では、はっきりしたご返事ができないかと思

### 阿須間利政議員

たいたいの答弁で、前向きの姿勢で、ということがありましたが措置費の一分の負担は義務的なもので、法的にキチンと決められており、国が八割、県が一割、村が一割となり当然の負担であります。その他、通園バスについては、問題があり、これはわかりません。

この措置費の一分ということは、村が好むと好まざるにかかわらず、当然義務的な負担でございます。それから、建設費の四分の三は国の補助がある、残りの四分の一は自己負担ということになります。が、この四分の一については、県内ではその半分ぐらい負担している町村もあります。しかし、原則的には、設置者が負担するということになっていきますが、前向きなことをするので、そのようなことを含めて要望するものであります。

また、この施設は無認可というわけにはまいりませんので、法的なことをうかがいます。

### 住民課長

まず、保育所の入所児童福祉法第二十四条の規定によつて市町村長が保護者の労働又は疾病等の事由によりその看護すべき乳幼児又は三十九条第二項によりますところの特に必要があるときは、日々保護者の委託を受けて保育にかけることができる

## 村長職務代理者について

### 阿須間利政議員

次は村長職務代理者についてであります。村長さんが病氣療養に専念されるところで、助役さんが代って職務を代理されておりますが、この地方自治法第五十二条第一項の代理権についてうかがいます。

長身、資格と職務権限についてと区分けいたしました。関連してまいりますので、法的なご説明をうかがいます。

総務課長 これは、長が欠けた時あるいは事故あるときは、その職務を助役が代理するというところで、法定代理権があるわけでありまして、その関係については、一切長の権限がうつされるわけであり

たいたいの説明で、だいたいわかりました。が、保育費の負担が開設運営される時点において問題になるのではないかと考えるものであります。これは所得に応じて負担するようになるとありますが、村が条例をつくって、保育料についても一部負担せざるをえないような状況になるのではないかと考えるものであります。そのようなことを考え合わせ、助役さんのお考えを中心に、議員各位を始め、村民の皆さんの理解あるご協力をいただき、早急に開設できますことを念願いたしまして、質問を終ります。

その間、長は身分だけは保有するわけでありまして、病氣がなおりますれば、ただちに代理の職は解かれるということでありまして、そういうことで、普通助役さん、助役さんが欠けたときあるいは事故あるときは、第一順位が総務課長、第二順位が税務課長が職務を代理することになっております。そういうことで結局、長の身分を保有しながら、職務を代理させることが、できるわけであり



阿須間利政議員  
議会の解散権についてはどうですか。

阿須間利政議員  
総務課長 議会の解散権についてはどうですか。

阿須間利政議員  
たゞいま、代理権についてご説明がありましたが、村長さんの病気にについては、村民の皆さんが深く心配しておりますが、職務代理者においてその職務を十分に全うすることができ、何らのうれいもないということでございます。今後、寸余の間を滞滞なく行政が執行されますことを、また、村長さんの病気が一刻も早く治られますことを期待いたしまして、次へうつります。

霞ヶ浦総合

開発と土地改良

事業等について

阿須間利政議員  
次に、北浦の水についてであります。この問題は、霞ヶ浦総合開発という非常に大きな事業に起因することでございますので、私もこの北浦沿岸の村民の一員としてここに先祖以来子孫々に至るまで、生活する住民の一人として、この水資源を蓄えてこれを多角的に利用して産業の振興を図り、国家経済に供し一億一千万国民が生活していくうえでも、どうしてもこれを有効適切に開発して行くことが国家的な大使命であるという事業の性格は、私もよくわかります。しかし、この事業と本村との因果関係につきどのように考えて

おられるか、また、これに対処されているか、おたずねします。助役 大変にむずかしい質問かと思いますが、質問の内容については、国と村との間で、明確な線がでないのが実情でございます。

それで、この北浦の水の貯水管理ということ、質問には反響があるかと思いますが、公団が管理所を設置し管理するということが、その管理所は、公団、建設省関係機関と協議しながら管理をして行くということでありまして、

阿須間利政議員

公団の管理所ができて管理するということは、当然のことであるが、やはり、そのおもとになり原因から考えますと、沿岸住民に対する生活に連関するところがいろいろございまして、漁業関係は漁業補償、農家の場合は吉川からも請願書が出ています。また、北浦の水田が埋没してしまふ。堤防外の水田が埋没してしまふ。防内、耕地の排水は将来永久に排水の設備をして人口的にやる。今までのように自然排水は不可能になつてしまふ。これは、吉川の関係ばかりでなく、北浦湖岸一帯の町村あるいは霞ヶ浦沿岸町村に連する大きな問題ではございまして、そういう中で、今後水を管理する問題ではございまして、そういう中で、今後水を管理する問題ではございまして、そういう中で、今後水を管理する問題ではございまして、

されまして、今後のこの事業が成功されると同時に、この村の立場も十分考慮になつて、この問題を取組んで善処されたいというふうに申し上げまして、次の質問にうつります。

土地改良の問題について

これは、北浦土地改良事業と北浦湖岸堤防堤及び三河川の改修事業がもとより一体的に計画されたものか、あるいは中間において関係があるから計画されたのか、産業課長にうかがいます。

産業課長

北浦湖岸堤ならびに三河川と土地改良事業との関連であります。本村で土地改良事業の推進を図る以前に霞ヶ浦総合開発事業の中で築堤工事等は一級河川に対する工事等は計画に入つたわけでありまして、したがって、そういう中で、本村におきましては場整備事業を推進しているわけでありまして、当然、こういった場整備事業と関連いたしまして推進されることが有効な方法であるという観点から計画がもたれ推進されたわけでありまして、と申しますのは、場整備事業がなければ、あくまでも築堤工事あるいは河川の改修は、その沿線の農用地だけがつぶされ買収されるということになるわけでありまして、こういったものを広く公共減歩ということで救済することが農家のために有効ではないかと、いうことでこの事業を推進しているわけでありまして、

の関連はでまいます。そういった場合に、あくまでも関係機関との連絡をとりまして、さらに進んで行くという態度で、阿須間利政議員  
たゞいまの答弁で、稲作転換も含めて計画されたのですか。産業課長 稲作となりまして、県営は場整備事業をもつて行った場合には、十五パーセント以上の稲転をということができるに含まれています。したがって、全体の十五パーセントといふと、ほんの微々たる範囲であります。それを更に減歩といふことも含めた稲転といふことができるというふうな聞いております。したがって、最初から稲転を主体とした場整備事業ではございません。

税負担の

公正について

阿須間利政議員

次に、村民税に個人と法人と二口ありますが、本年の総額が当初予算で九百万円の増になつておりまして、これらの村民の所得が増えたことで結構なことであります。が、個人によりそれぞれ所得が違います。それらを正確には把握されまして、その基準によつて算出され、賦課徴収されることであります。したがって、私は実例を上げて質問するわけではございませんが、この村民税の賦課の公正、負担の公平といふことをどのようになつて守られているかなどについて、総括的なご説明をお願いいたします。

税務課長

ご質問にもございましたように、税負担の公平、適正なる課税これは税の原則でございます。もちろん税に對しては、納税者の日常生活と深い関係をもつていて、また、それだけに納税者は税金に對して深い関心をもつていて、納税者といふことは深く肝に銘じております。なお、住民税の賦課等についてはどのように実体をは握し行っているかというご質問だと思ひますが、給与所得等につきましては、各支払義務者等から支払いの明細書が送られてきますので、それに基づいて算出されております。

その他の事業所得、農業所得等

におきましては、自主申告がたてまゝになつておりますが、とくに農業所得等につきましては、必ずしも個人個人が青色申告と同じ様に毎日毎日記帳されているとは限りません。なお、農業所得等は、比較的普遍的な事項が多々ございまして、地区の農業所得標準協議会、それから県の農業所得標準協議会、その下に均等のとれた農業所得というものを一応目安として算出いたし、それに基づきまして、個人の所得と比較いたしまして、個人の所得の把握につとめているわけでございます。

なお、その場合に含まれるところの必要経費等につきましては、地区の実情に照らして、各々参考をいたしまして、不平のないところの算入を行つていられるよう実情であります。そのほか、所得の把握等につきましては、いろいろその種類がご

さいまして、所得税との関連もあり、仲々その把握がむずかしい実情でございます。しかしながら、質問にもありますように、適正な課税客体の把握ならびに賦課の均衡というような面につきましては日夜、我々、足らぬながらも努力をいたしまして、真に納税者に納得のゆく喜ばれるところの税金を納めていただくという点で努力をしております。

山田東長町の排水溝整備について

横瀬三郎議員

U字溝敷設について、山田東長町百メートル敷設方陳情に対するその後状況についてうかがいます。山田第四区長原目喜七郎氏外代表者九名より昭和五十一年四月三十一日に建設課長を通じて村長さんに路肩ならびに排水溝整備等に関する陳情が提出されております。その陳情が提出されてから早や一ヶ月が経過しました。その内容を申し上げますと、場所は、山田東長町の児童館の前でございます。また、松屋菓子店のわきから、小堤健氏宅の間約百メートルのU字溝敷設方をお願いいたします。この排水溝は、山田バイパス周辺の広範囲の流水が一度に山田バイパスのU字溝に流れ込みまして、そのために下流の排水溝が設置されていなくて、排水しきれず道路や附近の民家に流れ込んでいます。排水が悪いために道路等の破損もはなはだしく、特に路肩のくい木が腐食し

武田川・山田川

上流の土地改良

事業について

斎藤三義議員

武田川及び山田川沿いの土地改良ならびに農地盤整備事業の計画につきついてはありますが、この点につきついては、たびたびの議会で議論されているようでありまして、昭和四十七年度に立案されました北浦村振興計画実施計画によりまして、計画の概要の中で、よく述べられていますが、土地改良につきましては、非常に長い年月を要して一定の成果が得られるというふうなことでございまして

この計画が策定されてより昨年の九月十五日までの間に数年月歳月を要しまして、今年に入りまして先だつて三河地区で測量の実施がなされたという経過がございまして、第一次土地改良といふことで昭和四十七年八月の議会において勢司村長さんの答弁の中にあります。北浦村には、山田川・武田川があり、この流域にそつて水田が開かれ、当然、この地域にあつては、農業構造改善によつて進まなければならないといふことで、執行者としては、本事業を行ふんだという政治の姿勢がございまして、現在において、第二次基盤整備事業につきまして、どのようにお考えになつておられるか、おたずねいたします。

助役

この問題につきましては六月の定例会においても質問がありまして、お答えしましたが、当然、各河川の流域の構造改善といふことは、やらなければならないといふことが、現在あります。しかしながら、現在やっておりますところの湖岸地帯の土地改良事業が実際に必要ともしもスムーズに行つていないのが現状でございます。そうした場合に、上流の第二の土地改良を考へるということ、ある程度の賛成をもらつて始めた事業でせよ、いざ実施の段階へ来てなかなか調子をあげていかなくてはならないのが現状でございます。そういう関係上、この湖岸の土地改良事業が終了しなくても、ある程度目算がついてからそれらの計画はもちたいと考えますので、いま一、二年お待ちをいただきます。斎藤三義議員

この計画については、現在の事業が一定の実施をみてから次の計画を立てるということですが、私としては、この問題は、霞ヶ浦総合開発との関連で一級河川の問題との関連がございまして、少なくとも計画だけでも早期にたてなければ、さきほど阿須間議員が指摘しましたように、洪水の心配、そのようなことが当然おこり得るのではないかと考へるのであります。

村振興計画について

斎藤三義議員

たゞいまの答弁で、総合的に配慮してのことだといふことで、ありますが、本事業には非常に長い年月を要することと思ひますが、できる限り早期に計画の策定を希望するものであります。次に、村振興計画についてであります。振興計画につきましては、いまさら私が申し述べるまでもなく、北浦村の基本にかかわる問題だと考えられますので、この計画が四十九年度に完了をいたしその後の計画についてできていないわけですが、昨年の九月の定例会におきまして、辺田直義議員よりこの計画について質問がありまして、村長答弁の中で振興計画の必要性についてはご承知のとおりでありまして、実施計画が経済情勢の変動によりまして、本年は見送るといふことを皆さんにお話しして来たわけでありまして、もちろん計画といふことは、北浦村の基本といふものに立却して賢明な村政の歩みをするために必要なものであります。従来、四十五年の審議会委員に出されたものであります。が、これら五十三年度までの方針を打出したものであります。すでに時代を變りまして、新たな構想を加へましてつくらなければならぬ。したがって、昭和五十一年から五十五年までの五年間の



計画として更に三ヶ年の実施計画として今から準備中であります。従来、県の指導等もあつたわけですが、最近では、この指導方針なども変りつつありますので、それを吟味いたしまして、時代にそつたような計画を立てなければならぬと思ひます。現在、調査企画室において着々検討中でありまして、できるだけ昭和五十一年の三月ごろまでには原案を提出し、皆さんにおはかりしたいと思ひます。というような答弁がなされてゐます。この点につきまして、どの程度計画なるものが立っているか進行しているか、うかがいます。

防犯灯の設置について

斎藤三義議員

ただ今の答弁で、五十二年の三月までということですが、この振興計画は五十二年の予算とも関係がありますので、少なくとも予算を審議する以前に作成されて議会で提出されるよう、要望するものであります。

次に防犯灯設置についてであります。昭和五十一年度の予算の中に防犯灯の消耗品費が計上されておりますが、維持管理費として三万円が計上されておりますが、現在防犯灯も各所に設置されているようでありまして、まだまだ



ゴミ捨場の再開 および家畜ふん尿対策について

伊勢山一郎議員

この前の会議において、教育厚生委員長の説明の中にゴミ捨場の目途がついたと、今度は設置するという説明がありました。ところが、いろいろ聞いてみると、今度のは助役さんの方から、実はあの時はそう考へていたのですが、今度はやらないうたというようにくるくる変つてしまつたのです。それでは困りますので、もう一つは、私、今聞きたいのは、現在自動車で五十台ほど、十アールくらいの山林にゴミが不法に投棄されているわけでありまして、これは、次木の丸という台に額賀次郎さんの山林にゴミが投棄されている。それからもう一つは、山口より一本杉に通ずる道路に、これは横田晋さんの山林ですが、役場としてはそこに「ゴミは捨てるな」という立札を立てたわけでありまして、ゴミは取除いてもらわなければならない、つまり捨てても捨てられぬやうなわけ、役場としてゴミ捨て場ができたところへ移動していただこうと考へたわけでありまして、今度は、ゴミ捨て場をつくらぬというところになつてしまつては、やはりよくないと思ひます。村としては、絶対ゴミ捨て場を設置する考へはないのか、うかがいます。

伊勢山一郎議員  
ゴミの処理については、回数がふやされましたので、非常に円滑にいつているのですが、住民の要望といたしましては、ゴミ捨場を開設してほしいというのが一般の要望であります。

農業後継者対策について

前田了議員

まず、農業後継者問題であります。が、ご案内のとおり、昭和三十一年に農業基本法が制定され、これからの農業政策はこうあるべしという政策が示され、本村にいたしましてはこれを受けて関係各位が行政への協力、具体的な施策を推進し、農業の振興にあつて努力をばらわられているのが現状であります。しかしながら、現実はどうでございましょう。農村を取巻く社会的環境の急激な変化により規模拡大による専業農家育成という目標とはまことにうらはらに農業就業構造の変化、あるいは兼業農家の増加がございまして、農業労働力の高齢化は否めない事実でございまして、また、こうした就業構造をとらなければやつて行けないのも事実でございまして。

まだたくさんあることもまた事実であります。しかしながら、専業農家にあつては、後継者の定着の問題、結婚適齢者の結婚難、農家の存亡につながる今まで経験したことのない窮極の時代に、いま農家は必至であります。かかる時に村は適切な施策を講じているわけでありまして、その施策と内容、今後の施策と内容をお聞きするのが質問の趣旨でございまして。

以上の見地から、農業就業相談委員の活動と実績等からおうかがひしてまいりたいと思ひます。

助役 就業相談委員のご質問かと思ひますが、これは農業委員会が委嘱し、会長の指示により就業相談活動等を行っているものであります。

それで活動の内容は、農業後継者を養成確保、農繁期の労働力の合理的調整、他産業就業の円滑化等と農家の就業構造の改善に必要なことについての協議、啓発調査、相談等の諸活動を実施したわけでございます。それらの活動の結果は、農業委員会に上げられその決定にもとづいて、その内容については、村、県の農業会議、全国農業会議所等でもち上げられひいては国政に反映できるように組織活動を実施しているような状況であります。

前田了議員 たいいとおうかがひしましたところ、農業後継者の確保が重点であるように承りました。統計調査の結果をみますと、現在、北浦の農家は一千七百八十五戸、専業農家が七百一戸で四割弱、第一種兼業農家が五百二十九戸で三割弱、第二種兼業農家が五百五十五戸で三割強、こ

う形の中で今後農業後継者の確保という面についてはどのような考へておりますか、おうかがひいたします。

助役 農業後継者の問題であります。その確保のためには技術の習得、経営資金の利子補給を行ひ研修にとつていただくとともに麻生地区農業改良普及所等実施しますところの研修に参加していただいております。初めの方には毎月一回行われる長期研修、これに対しては参加者一人について五千円十五人程度を予定し、また短期研修については、年二回で一人一千円七千人、その他県外研修としては農業学園経営研修生に対しては一人一万円の助成を見込んでおるわけでございまして。また、農業経営拡大とて合理的営農をするもので、三十才未満の人に対しては成年経営者育成資金の利子補給を二パーセント二年間しております。その他、農業後継者に対して結婚相談所も月一回、これは農業委員会の中で開いてもらつてゐるわけでありまして。

前田了議員 たいい、いろいろ農業後継者の確保についてあらゆる国県の施策と合わせたところのお答えをいただきまして、実は、農業委員会がそれを行つて行くということですが、一般会計予算の中に九万円といふに思ふれませんが、少ない立派な活動をするためには、このようなものではどういふこの重大な時期に活動がでないのではありませんかと私は感じるものであります。助役 立派な活動をするためには九万円では少なからうという質

問であります。この点につきましては、私も確かに少ないと思ひます。今後時期を見て増額したいと思ひます。

前田了議員

この問題につきましては、時期を見てということではなくして、これをこそ村の盛衰にかかわる重大な問題だと考へますので、よろしくお願ひいたします。

次に、農業後継者の結婚のあつせんについてであります。これについてどのような活動をされてどのような成果を上げておられるか、おうかがひいたします。

助役 この問題につきましては、農業委員会が行つてゐる問題であります。で、産業課長に説明いたさせます。

産業課長 結婚相談についての実績であります。やはり、以前公民館活動の中で行われていたこともあつたわけでありまして、我々農業部門にたずさるものとしましては、委員さん各位の奮起によつて農業後継者に対する結婚あつせんといふことから、就業構造改善事業の中で、就業構造相談委員との協議によりまして実施したわけでありまして。この相談日につきましても、やはり大安吉日がよいのではないかといふことから、一応毎月そうした日を選びまして就業改善相談委員ならびに農業委員会により相談を実施しているわけでございます。現在までの結果では、申込者は全部男ばかりでございまして、女の方からの申し込みはないやうであります。そういう中で各結婚適齢者名簿等によりまして相談委員さんの協議により、それ

その時期、その時期の事情によつて、つまり、ゴミ捨て場用地を貸してくれる人があつて、いいと思つたからその時は教育厚生委員会の際はそういうにお答えしたわけでありまして、現在の、このあひだも答えした通り、現在は、ゴミ捨て場をつくる気持ちは全くありません。麻生のごみ処理組合一本で進む考へてあります。

それから、たいい、この質問の産業廃棄物といふことであります。が、これは、村で処理する義務はありません。したがつて、それぞ

れの方が、自分で処分するのが建

てまえになつておりますので、今

たまつてゐるのを村で処分します

と、次から次へと、相当のゴミが

できると思ひますので、そのゴミ

を捨てた人にやつてもらふのが一

番よいと思ひますので、村として

は、それを処分する考へは、全く

ありません。

伊勢山一郎議員  
ゴミの処理については、回数が

ふやされましたので、非常に円

滑にいつているのですが、住民の

要望といたしましては、ゴミ捨場

を開設してほしいというのが一般

の要望であります。







みんなで飲酒運転を追放しよう

昨年中に飲酒運転によって全国で起った死亡事故は一千九件にのぼり、前年の一千五十六件に比べ減少してはいますが、死亡事故の構成率では九・六％で、前年の九・七％を上回っています。

飲酒運転は、例年、最高速度違反やわき見運転について、死亡事故原因のワースト三に入っており自分だけでなく、他人をも大きな事故にまき込むおそれがありますそこで、飲酒する機会がふえる年末を迎えるにあたり、飲酒運転の危険性を重ねてお知らせするとともに、「飲んだら運転しない、飲ませない」「飲んだ者には運転させない」という鉄則を励行して、飲

酒運転を追放しましょう。

一こんなに危険です

飲酒して車を運転すると、飲酒していないときに比べ、安全運転をするために必要な判断力や運転能力などが劣ってくることはもちろん、精神状態までが異常になってきます。

たとえ

○道路標識はもちろん、対向車や歩行者などを発見するのが遅れたり、見落したりする。

○運転操作までの反応時間が長くなり、そのタイミングがずれる。

○スピードに対する感覚がぶくなり、スピード違反を平気でするようになる。



おしごと  
ごくろうさまです

北浦幼稚園の園児たちが、勤労感謝の日を前に、役場をおとづれました。おしごと、ごくろうさまと大きな声であいさつがあり、菊の花束や工作の飾り物を贈ってくれました。

積極的に取組んでいただくことをお願いし、質問を終わります。

序舍建設

計画について

斎藤明議員  
役場庁舎建設案についてであり  
ますが、うわさには聞いておりま  
すが、未だに私どもとしては、具  
体的計画を公式非公式にも聞いて  
おりませんので、もし、建設案な  
るものがあれば、具体的な構想を  
うかがいます。

助役 庁舎建設についてであり

ますが、これは議会の皆さんも前  
の議員さんの強い要望でございま  
したので、また、村長もこれにつ  
いては積極的に取組む姿勢であり  
ましたので、実施いたします。

建設面積は、二千平方メートル程度、事業年度は五十一年度に設計、五十二年度に躯体工事、五十三年度以内装工事ということで、事業費は三億五千万円から四億円ぐらゐを予定しています。うち、国庫補助が一億五百二十八万三千円、起債五千六百万円、一般財源が一億八千万円から二億円程度を予定します。五十一年度末の予定建設計金の見込みでありますが、七千三百九十九万九千円と、このほかに財政調整基金も三千五百万円あります。

火葬場の

設置について

齋藤明議員  
次に火葬場について、村当局の

考え方についてうかがいます。私としても、墓地はすでに限度だと思えます。このような状況ですの  
で、村当局としては、この問題についてどのように考えるか、おな  
ずねいたします。

助役 火葬場の問題につきま  
ては、鹿行広域市町村圏事業として、鹿行郡の五ヶ町村で実施するよう計画を立てて行うようでありまして、郡内町村会でしばしば話題になっているわけであり  
ます。機会あるごとに相談し、よりよい方にもって行きたいと思  
いますのでよろしくお願いいたし  
ます。

ゴルフ場

## 建設について

斎藤明議員 次にゴルフ場建設のことであります。二番目として設置基準、二番目として許可の段階はどうなっているか、三番目農地に対する配慮はどうか、四番目、現在に至った過程の信用調査はなされておったかどうか、五番目計画はどのような内容で、その後の見通しについてうかがいます。

げますと、ご承知かと思いますが、当初、県の住宅供給公社による住宅地にしてはどうかという話があったりまして、それから発展したのであります。それが不可能になりました。地主さん方が協議会をつくりまして、ゴルフ場がよいのではないかということで、発端はそういうことであります。その後、県におきましても、こういう関連

事業に対する指導要綱というものができまして、大規模開発の場合には事前承認を受けることになりこれについては、四十八年十二月三日付けで県知事が同意をしています。

その後、オイルショック以来、金融引き締めにより、資金が銀行から出なくなりまして、一時中断していたわけであります。またこのまへの定例会の際にも申し上げましたように、こうした娯乐的な施設に対しては、金融がそれほどゆるめられていないことではございますが、六月定例会での質問がありました関係上、定例会が終わりましたから七月五日付けをもちまして美栄の方に申しまして、早朝に完成をするようにと

いう。とで、勧告書を出しておきます。これについては、回答書が届いていますが、これによりますと、十一月中に用地買収を完了したいということ、定例会の始まる前日にも山崎部長がまいりまして、その時の様子を聞いたわけですが、今度「芝罘」という工事会社と提携する契約ができたそうであります。

それから、資金の手当につきましても、この会社が仲介をいたしまして、資金面でもつきましたので必ず十一月までには完了するということであります。

設置基準ということでありますが、これは、これをつくる場合には、災害対策をするとか、あるいは防災の池をつくるとか、コースとコースの間は何メートル以上はしなければならぬ。あるいは、緑地を何パーセント以上にしなければならぬといった基準はござ

います。これは、事前承認を受けてから用地買収が完了して、設計承認を県の方へ出すことになっています。まだ用地の取得が完了していませんので、まだ内容について、は

るに、許可基準は農地に対する制約も事前承認では認可がでています。また、ホール数は十八以上、農業用水源の枯渇防止措置を講ずること、文化財の保存の措置を講ずること、あるいは、クラブハウスよりの汚水は、開発区域内で処理することなどであり、これに適合しなければ、いくら用地が取得できても設計承認の段階で承認されないことになっています。

また、これがなければ、農地転用の許可も出来ないことになってしまいます。それから、信用調査については、申請の段階では、資金面は、関東銀行がやっていたようであり、私どもは、直接信用調査ということはやっておりませんけれども、関東銀行に照会したところ、全面的に資金を出すということでは、ありませんので、事実として、事業ができる会社であろうという話でございました。むしろ、私どもが慎重に構え過ぎたきらいがあり、鹿島支店の方からは、早く事前承認ができるように積極的に話を進めてほしいと要望された次第であります。

信用というのは、そういうことから判断して、事前承認のための意見書は書いたわけであります。見通しについては、ただいま申し上げましたように、資金の見通しがついたので、十一月中には用

地買収をしますということであり  
ます。

大原議員死去

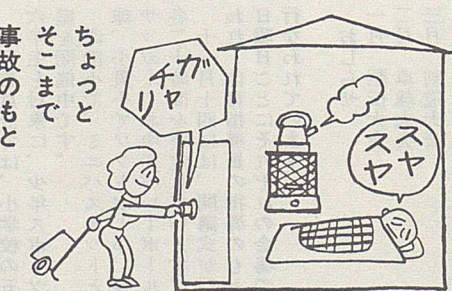
三月の村議選で選ばれ活躍されていきました大原吉雄議員（南高岡は、十一月一日、脳出血のため急死されました。ごめいふくをお祈り申し上げます。

どうぞおいでください

## 第4回北浦村芸術祭

1月17日~1月23日

美術展覧会（絵画・書道・写真）・吟詠剣詩舞大会・民謡大会・  
いけばな展覧会・盆栽展覧会・俳句大会・小中学校美術展覧会。





## 船舶免許について

費用五千元（受講料その他）

船舶職員法の改正により、旧小型船舶操従士、または、丙種航海士等の免許を受有されている方で小型船舶一級に移行手続きをされている方は、将来、失効することになりますので、講習を受け書換えをすることをおすすめします。霞ヶ浦北浦水上交通安全協会では、書換希望者の申込みを受付中です。

申込期日

昭和五十二年一月十五日

必要書類

戸籍抄本一通

海技免状（旧免許証）

印鑑

写真四枚（三・五×四・五）カラー

講習

講習人員は五十名単位です。期日前でも五十名以上となった場合は、切り替えることがあります。

また、新しく免許を取りたい方も申し込みを受け付けます。

法令等の改正により、無免許運転は罰せられます。この際、船舶を運行するものは（漁船を含む）進んで取得されるようおすすめします。

申込先

一、潮来町潮来一〇一番地 水郷

ボート（株）☎〇五九〇三三三

二、霞ヶ浦北浦水上交通安全協会（麻生警察署内）

## にせ税理士にご注意を

税金は国や県・市町村にとって大切な財源ですが、納税者にとっても直接その財産に影響があるものです。税額は正しく計算されなければなりません。

納税者の皆さんが、間違いのない申告を行い、安心して納税していただけるよう、皆さんの立場にたって相談に応じてくれるのが税理士です。

税理士は法律に定められた資格をもって、税務書類の作成や税務の相談など、税金に関するいろいろな仕事をしている税の専門家です。

税理士の資格を持たない人が、申告書などの税務書類の作成や税務相談をすることは、法律違反となるばかりでなく、正しい書類の作成ができないことが多く、ときには多額の報酬を要求するなど、納税者の皆さんに迷惑をかけることがあります。

国税局、税務署では、このようないわゆる「にせ税理士」を取締つてはおりますが、皆さんも新たに税理士に依頼される場合には注意してください。

## 茨城県立農業高等学校 入学試験実施要項

自営農業者、農業改良普及員、農業改良普及職員その他の農業技術者の養成、並びに自営農業者に對して必要な教育を行ないます。要項はつぎのとおりです。希望者は所定の手続きをしてください。

募集人員

総数百十五名（農業科・自営科  
畜産科・経営科・園芸科）

修業年限

二カ年

受験資格

## へスポーツの結果

ママさんバレーボール

一位 津澄 A

二位 小貫

三位 要

おとうさんソフトボール

一位 新城

二位 津澄

三位 要

バレー・ソフトとは、現在は各学区から一チームというところでやっていますが、来年からは、広く村内からチームを募ることを検討しています。

なお、それぞれ上位二チームは、郡大会へ、ソフトの新城チームは、県大会へ出場する予定です。村内バレーボール大会

高校卒業業者、高校卒業見込の者男女は問いません。願書受付期間 五十一年一月十日から二月五日 出願手続き 願書受付期間内に書類を提出してください。所定の願書等は返信用切手百円同封のうえ、希望する科を明記して請求してください。水戸市上国井町三三四〇 茨城県立農業高等学校内 入学事務局 局長あて

## ☆訂正

前百八十五号、善意の窓の中で石崎満里江を「石上満里江」と訂正し、おわびいたします。

## 人事異動

異動

総務課長 横田 博（教育次長）

教育次長 宮内省三（調査企画室長）

調査企画室長 柴田正己（建設課土木係長）

昇格

建設課土木係長 宮本次男（建設課主事）

退職

男庭恒和（総務課長）

（一）は旧職

ロ少年スポーツ教室を開催中

教育委員会では、小学校の五・六年生を対象に、少年スポーツ教室を開催中です。

津澄小で、ミニバスケットと卓球、小貫小でソフトボール、要でサッカー、北中でバレーボールを各二十時間を予定しています。

十一月十四日には、開講式が行なわれ、体育指導員の指導のもとで日曜日ごとにそれぞれの会場で、行なわれています。

お知らせ

一月 駅伝大会

二月 卓球大会

三月 剣道大会

を予定しています。